

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の業務の廃止……………（環境・エネルギー室）	36
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	36
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	37
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	37
○河川予定地の指定……………（維持管理防災課）	37
○土砂災害警戒区域の指定について……………（維持管理防災課）	38
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	39

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	44
○特定調達契約に係る入札の公告……………	44

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	45
○特定調達契約に係る入札の公告……………	46
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	48
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	51
○特定調達契約に係る入札の公告……………	52
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	53
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	54

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57
------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第1号……………	57
---------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57
------------------------	----

告 示

北海道告示第90号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第58条の30の3第2項において準用する同法第58条の24の規定により、次のとおり指定保安検査機関業務の廃止の届出があった。

平成29年2月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 名称
エルピー産業株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 小山泰昭
- 3 所在地
札幌市西区発寒3条1丁目6番6号
- 4 業務の範囲
液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項で規定する特定施設の保安検査
- 5 廃止年月日
平成29年1月30日

北海道告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成29年2月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
西 南	農業用排水施設	北海道空知総合振興局
大 富	同	同
親 和	同	同
新 湧 2	農業用排水施設、客土、区画整理	北海道石狩振興局
新 蔵 谷 中 央	農業用排水施設、区画整理	同
望 来 2	農業用排水施設	同
中 央 南	区画整理	同
北 見 北 2	農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、客土	北海道オホーツク総合振興局

サロマ東部 区画整理、暗渠排水、客土		同	1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域	
北海道告示第92号			北海道告示第94号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（女満別南部地区（農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。			森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。	
その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成29年2月14日から20日間、一般の縦覧に供する。			平成29年2月10日	
平成29年2月10日		北海道知事 高 橋 はるみ	北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第93号			1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）	
昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。			(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備	
その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道オホーツク総合振興局に備え置いて縦覧する。			(3) 解除の理由 道路用地とするため	
平成29年2月10日			2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）	
北海道知事 高 橋 はるみ			(2) 保安林として指定された目的 魚つき	
北海道北見沿岸元稲府漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。			(3) 解除の理由 道路用地とするため	
北海道北見沿岸元稲府漁港海岸保全区域			（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
市町村名	海 岸 保 全 区 域		北海道告示第95号	
紋 別 郡			道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。	
雄 武 町	指定の区域		その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
	1 点 の 位 置		平成29年2月10日	
	基 点 1 元稲府漁港漁港原点（座標値 X = 67638.336、Y = 55156.432）から316度52分11秒の方向238.726メートルの点		北海道知事 高 橋 はるみ	
	2 1から316度23分44秒の方向99.739メートルの点		1 道路の種類 道道	
	3 2から267度42分46秒の方向174.320メートルの点		2 路 線 名 新開旭川線	
	4 3から308度52分09秒の方向249.060メートルの点		3 道路の区域	
	補助点1の1 1から71度38分09秒の方向43.967メートルの点		区	間
	2の1 2から15度41分54秒の方向48.323メートルの点		旭川市神居町上雨紛197番1地先から	変更前後の別
	3の1 3から50度13分52秒の方向68.575メートルの点		同市神居町上雨紛194番16地先まで	敷地の幅員
	4の1 4から66度59分59秒の方向94.353メートルの点			延長
	2 区 域			国道等との重複区間
	元稲府地区海岸 1、2、3、4、4の1、3の1、2の1、1の1及び			
平成29年2月10日（金曜日）		北 海 道 公 報	北海道告示第96号	

尻別川水系に係る一級河川オロッコ川について、河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

平成29年2月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図面（第1号図及び第2号図）の緑色で着色した区域内の土地
（「次の図面」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
種川の沢（Ⅰ－26－1110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字種川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美利河温泉の沢（Ⅰ－26－1350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字美利河（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チブタウシナイ1の沢（Ⅰ－26－1200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山越駅裏沢（Ⅰ－23－0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町山越（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉の沢1（Ⅰ－23－0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉の沢2（Ⅰ－23－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上の湯沢川（Ⅱ－23－0410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
望路川（Ⅱ－23－0420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町下の湯、上の湯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
登別温泉右沢川（Ⅰ－33－1370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
観光道路の沢川（Ⅰ－33－1410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 トミウチの沢（Ⅰ－31－1600） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別富内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富内北の沢（Ⅰ－31－1620） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別富内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂別1の沢（Ⅱ－31－1410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 信田の沢川（Ⅱ－31－1440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 金蝶の沢川（Ⅱ－31－1570） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中島の沢川（Ⅱ－31－1580）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オソスケナイ川の沢（Ⅱ－31－1660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別安住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌去川石の沢（Ⅱ－31－1670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別安住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 七尾石2の沢（Ⅱ－31－1680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別平丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第98号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年2月10日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 黒松内白井川（Ⅰ－1－439－976） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡黒松内町字白井川（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 黒松内黒松内（Ⅱ－１－197－750） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡黒松内町字大成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 今金今金１（Ⅰ－２－597－1635） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 瀬棚郡今金町字今金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 今金美利河（Ⅰ－２－602－1640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 瀬棚郡今金町字美利河（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲上の湯１（Ⅱ－２－244－1027） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲上の湯２（Ⅱ－２－245－1028） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲上の湯３（Ⅱ－２－246－1029） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町下の湯、上の湯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 杉本川（Ⅰ－33－1340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市カルルス町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 病院の沢川（Ⅰ－33－1350） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉の沢川（Ⅰ－33－1360）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉北の沢（Ⅰ－33－1380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉北の小沢（Ⅰ－33－1390） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上温泉沢川（Ⅰ－33－1400） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別カルルス町 1（Ⅰ－3－24－1664） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市カルルス町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別カルルス町 2（Ⅰ－3－25－1665） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市カルルス町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別温泉町 3（Ⅰ－3－28－1668） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別温泉町 4（Ⅰ－3－29－1669） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別温泉町 7（Ⅰ－3－31－1671） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町8（Ⅰ－3－32－1672）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町13（Ⅰ－3－35－1675）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町20（Ⅰ－3－42－1682）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町22（Ⅰ－3－42－1682－1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町5（Ⅱ－3－73－1246）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オビラルカ1の沢（Ⅱ－31－1390）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オビラルカ2の沢（Ⅱ－31－1400）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
茂別2の沢（Ⅱ－31－1420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石崎沢川（Ⅱ－31－1430）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中島東の沢川（Ⅱ－31－1590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富内一の沢（Ⅱ－31－1630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別富内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮内二の沢（Ⅱ－31－1640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別安住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オノデラノ沢（Ⅱ－31－1650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別安住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	穂別穂別2（Ⅱ－3－44－1217） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別穂別3（Ⅱ－3－45－1218） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別穂別5（Ⅱ－3－47－1220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 穂別富内（Ⅱ－3－49－1222） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町穂別富内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 総合振興局告示及び振興局告示
---	--

北海道空知総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年2月10日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車の交換契約 1台
- 2 落札を決定した日
平成29年1月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 札幌トヨタ自動車株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8
- 4 落札金額
1,193,314円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年12月16日付け北海道空知総合振興局告示第31号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
イ 調達台数及び調達予定数量
(ア) 入札番号1 1台及び1月当たり 31,800枚
(イ) 入札番号2 1台及び1月当たり278,500枚
(ウ) 入札番号3 1台及び1月当たり 13,200枚

- (エ) 入札番号4 1台及び1月当たり24,700枚
- (オ) 入札番号5 1台及び1月当たり 4,600枚
- (カ) 入札番号6 1台及び1月当たりモノクロ 170枚、カラー5,200枚
- (キ) 入札番号7 1台及び1月当たりモノクロ9,500枚、カラー3,500枚
- (ク) 入札番号8 1台及び1月当たりモノクロ2,100枚、カラー2,200枚
- (ケ) 入札番号9 1台及び1月当たりモノクロ1,400枚、カラー 380枚
- (コ) 入札番号10 1台及び1月当たりモノクロ3,200枚、カラー1,050枚

(ア)から(コ)までについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契 約 期 間

ア 入札番号1から9まで 平成29年4月3日から平成34年3月31日まで

イ 入札番号10 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年2月10日（金）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎 3階2号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係) (2) 入札日時 平成29年3月8日(水)午後2時(送付による場合は、同月7日(火)までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ(http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合	落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電話番号 0152-41-0608 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of a copying machine 1 set b Lease of a copying machine 1 set c Lease of a copying machine 1 set d Lease of a copying machine 1 set e Lease of a copying machine 1 set f Lease of a copying machine 1 set g Lease of a copying machine 1 set h Lease of a copying machine 1 set i Lease of a copying machine 1 set j Lease of a copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 8, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than March 7, 2017) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月10日 北海道教育庁空知教育局長 小山 茂 樹 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ（A地区） 92台 一式
- (2) パーソナルコンピュータ（B地区） 152台 一式
- (3) パーソナルコンピュータ（C地区） 130台 一式
- (4) パーソナルコンピュータ（D地区） 120台 一式

2 落札を決定した日

平成29年1月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(3)

ア 氏 名 株式会社HBA

イ 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- (2) 1の(2)及び(4)

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 8,592,800円
- (2) 14,119,400円
- (3) 11,040,000円
- (4) 12,026,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年12月27日付け北海道教育庁空知教育局告示第80号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁後志教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1 （小樽水産高校納入分） 75,000リットル

イ A重油その2 （高等聾学校納入分） 172,000リットル

ウ A重油その3 （小樽高等支援学校納入分） 113,000リットル

エ A重油その4 （余市養護学校納入分） 102,000リットル

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

- (3) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年2月10日（金）から同年3月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶

知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営
支援室)

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のアからウまで 平成29年3月23日(木)午前11時

イ 1の(1)のエ 平成29年3月23日(木)午前10時

(送付による場合は、同月22日(水)午後5時までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成28年8月30日付け北海道教育庁後志教育局告示第39号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 75,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 172,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 113,000 liters

d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 102,000 liters

B Bid tendering date and time :

a, b, c 11:00 A.M., March 23, 2017

d 10:00 A.M., March 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 22, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,

Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁胆振教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年2月10日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

胆振管内道立学校で使用する電力

(1) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 22校 合計1,706 kW

(2) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 22校 合計3,705,500 kWh

2 落札を決定した日

平成29年1月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道電力株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

(1) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 646.76円

(2) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 18.12円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年12月2日付け北海道教育庁胆振教育局告示第40号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁上川教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1（特別支援西地域）	168,000リットル
イ	A重油その2（特別支援東地域）	172,000リットル
ウ	A重油その3（旭川北地域）	166,000リットル
エ	A重油その4（旭川西地域）	138,000リットル
オ	A重油その5（旭川東地域）	183,000リットル
カ	A重油その6（旭川南地域）	180,000リットル
キ	A重油その7（東川地域）	116,000リットル
ク	A重油その8（美瑛地域）	30,000リットル
ケ	A重油その9（上川地域）	23,000リットル
コ	A重油その10（愛別地域）	30,000リットル
サ	A重油その11（美深地域）	208,000リットル
シ	A重油その12（下川地域）	32,000リットル
ス	A重油その13（名寄地域）	207,000リットル
セ	A重油その14（士別地域）	51,000リットル
ソ	A重油その15（富良野地域）	167,000リットル

アからソまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 A重油 JIS1種2号

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油

販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月10日（金）から同年3月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 1階
103号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア	1の(1)のア	平成29年3月24日（金）	午前9時
イ	1の(1)のイ	同日	午前9時20分
ウ	1の(1)のウ	同日	午前9時35分
エ	1の(1)のエ	同日	午前10時
オ	1の(1)のオ	同日	午前10時25分
カ	1の(1)のカ	同日	午前10時50分
キ	1の(1)のキ	同日	午前11時15分
ク	1の(1)のク	同日	午前11時35分
ケ	1の(1)のケ	同日	午後1時15分
コ	1の(1)のコ	同日	午後1時30分
サ	1の(1)のサ	同日	午後1時45分
シ	1の(1)のシ	同日	午後2時

ス 1の(1)のス 同日 午後2時15分
 セ 1の(1)のセ 同日 午後2時35分
 ソ 1の(1)のソ 同日 午後2時50分
 (送付による場合は、同月23日(木)午後4時までに必着)
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
 6 入 札 保 証 金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
 7 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、上川教育局のホームページ (<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>) においてダウンロードすることができる。
 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 10 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
 次による。
 契約に関する事務を担当する組織
 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
 (3) 電 話 番 号 0166-46-5862
 11 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured :
 a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 168,000 liters
 b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 172,000 liters
 c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 166,000 liters
 d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 138,000 liters
 e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 183,000 liters
 f Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 180,000 liters
 g Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 116,000 liters

h Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 30,000 liters
 i Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 23,000 liters
 j Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 30,000 liters
 k Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 208,000 liters
 l Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 32,000 liters
 m Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 207,000 liters
 n Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 51,000 liters
 o Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 167,000 liters
 B Bid tendering date and time :
 a 9:00 A.M., March 24, 2017
 b 9:20 A.M., March 24, 2017
 c 9:35 A.M., March 24, 2017
 d 10:00 A.M., March 24, 2017
 e 10:25 A.M., March 24, 2017
 f 10:50 A.M., March 24, 2017
 g 11:15 A.M., March 24, 2017
 h 11:35 A.M., March 24, 2017
 i 1:15 P.M., March 24, 2017
 j 1:30 P.M., March 24, 2017
 k 1:45 P.M., March 24, 2017
 l 2:00 P.M., March 24, 2017
 m 2:15 P.M., March 24, 2017
 n 2:35 P.M., March 24, 2017
 o 2:50 P.M., March 24, 2017
 (If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 23, 2017)
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
 Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 灯油その1（旭川北地域）	90,300リットル
イ 灯油その2（旭川西地域）	32,400リットル
ウ 灯油その3（旭川東地域）	39,500リットル
エ 灯油その4（旭川南地域）	20,900リットル
オ 灯油その5（東川地域）	29,600リットル
カ 灯油その6（美瑛地域）	6,800リットル
キ 灯油その7（上川地域）	7,200リットル
ク 灯油その8（愛別地域）	2,300リットル
ケ 灯油その9（美深地域）	18,700リットル
コ 灯油その10（下川地域）	11,100リットル
サ 灯油その11（名寄地域）	93,700リットル
シ 灯油その12（士別地域）	12,200リットル
ス 灯油その13（富良野地域）	42,800リットル

アからスまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 灯油 JIS 1号

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月10日（金）から同年3月13日（月）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 1階
103号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア	平成29年3月24日（金）午前9時35分
イ 1の(1)のイ	同日 午前10時
ウ 1の(1)のウ	同日 午前10時25分
エ 1の(1)のエ	同日 午前10時50分
オ 1の(1)のオ	同日 午前11時15分
カ 1の(1)のカ	同日 午前11時35分
キ 1の(1)のキ	同日 午後1時15分
ク 1の(1)のク	同日 午後1時30分
ケ 1の(1)のケ	同日 午後1時45分
コ 1の(1)のコ	同日 午後2時
サ 1の(1)のサ	同日 午後2時15分
シ 1の(1)のシ	同日 午後2時35分
ス 1の(1)のス	同日 午後2時50分

（送付による場合は、同月23日（木）午後4時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、上川教育局のホームページ (<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.htm>) においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Kerosene (JIS, No 1) 90,300 liters
b Kerosene (JIS, No 1) 32,400 liters
c Kerosene (JIS, No 1) 39,500 liters
d Kerosene (JIS, No 1) 20,900 liters
e Kerosene (JIS, No 1) 29,600 liters
f Kerosene (JIS, No 1) 6,800 liters
g Kerosene (JIS, No 1) 7,200 liters
h Kerosene (JIS, No 1) 2,300 liters
i Kerosene (JIS, No 1) 18,700 liters
j Kerosene (JIS, No 1) 11,100 liters
k Kerosene (JIS, No 1) 93,700 liters
l Kerosene (JIS, No 1) 12,200 liters
m Kerosene (JIS, No 1) 42,800 liters

B Bid tendering date and time :

- a 9 : 35 A.M., March 24, 2017
b 10 : 00 A.M., March 24, 2017

- c 10 : 25 A.M., March 24, 2017
d 10 : 50 A.M., March 24, 2017
e 11 : 15 A.M., March 24, 2017
f 11 : 35 A.M., March 24, 2017
g 1 : 15 P.M., March 24, 2017
h 1 : 30 P.M., March 24, 2017
i 1 : 45 P.M., March 24, 2017
j 2 : 00 P.M., March 24, 2017
k 2 : 15 P.M., March 24, 2017
l 2 : 35 P.M., March 24, 2017
m 2 : 50 P.M., March 24, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 23, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁渡島教育局告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成29年2月10日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
(2) 資 格 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道函館養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)によるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 連絡してから北海道函館養護学校に1時間30分以内に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバス2台を同時に運行できること。

ア 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年2月10日（金）から同年3月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び数量
北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務
Aコース（1日3便）117日、Aコース（1日2便）89日、Bコース（1日3便）117日、Bコース（1日2便）89日
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁渡島教育局告示第7号に規定する北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成29年3月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 117 services, A (2 times a day) 89 services course B (3 times a day) 117 services, B (2 times a day) 89 services
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 16, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2017)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成29年2月10日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資 格 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)によるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 連絡してから北海道七飯養護学校に1時間30分以内に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバス3台を同時に運行できること。

ア 座席数 45席以上（補助席を除く。）

イ 添乗員 2名

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年2月10日（金）から同年3月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午

前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

- 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び調達予定数量
北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約
Aコース（1日3便）70日、Aコース（1日2便）98日、Bコース（1日3便）70日、
Bコース（1日2便）98日、Cコース（1日3便）70日、Cコース（1日2便）135日、
ADコース（1日3便）37日、BEコース（1日3便）37日
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(4) 履行場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁渡島教育局告示第9号に規定する北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成29年3月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 0138-47-9029 |

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 70 services, A (2 times a day) 98 services, course B (3 times a day) 70 services, B (2 times a day) 98 services, course C (3 times a day) 70 services, C (2 times a day) 135 services, course AD (3 times a day) 37 services, BE (3 times a day) 37 services
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 16, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2017)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁釧路教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月10日

北海道教育庁釧路教育局長 石 川 忠 博

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 | |
| ア A重油（釧路湖陵高校、釧路工業高校及び釧路東高校） | 215,666リットル |
| イ A重油（釧路江南高校、釧路商業高校及び釧路鶴野支援学校） | 166,000リットル |
| ウ A重油（釧路明輝高校） | 46,666リットル |
| エ A重油（釧路養護学校） | 106,033リットル |
| オ A重油（厚岸翔洋高校） | 33,333リットル |
| カ A重油（標茶高校） | 52,633リットル |

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| キ A重油（弟子屈高校） | 26,933リットル |
| ク A重油（阿寒高校） | 26,900リットル |
| ケ A重油（白糠高校） | 48,666リットル |
| コ A重油（白糠養護学校（白糠学園を含む。）） | 131,333リットル |
| サ 灯油（釧路湖陵高校、釧路工業高校及び釧路東高校） | 38,982リットル |
| シ 灯油（釧路江南高校及び釧路明輝高校） | 25,196リットル |
| ス 灯油（釧路商業高校、釧路養護学校及び釧路鶴野支援学校） | 22,092リットル |
| セ 灯油（厚岸翔洋高校） | 11,200リットル |
| ソ 灯油（標茶高校） | 27,543リットル |
| タ 灯油（弟子屈高校） | 7,600リットル |
| チ 灯油（阿寒高校） | 5,753リットル |
| ツ 灯油（白糠高校及び白糠養護学校） | 22,596リットル |

アからツまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 A重油 J I S規格1種1号又は2号
灯油 J I S規格1号
- (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業（重油・灯油）の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月10日（金）から同年3月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館 釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 1の(1)アからコまで 平成29年3月23日（木）午前10時 1の(1)サからツまで 平成29年3月23日（木）午後1時30分 （送付による場合は、同月22日（水）まで必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量95グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他	平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 (3) 電話番号 0154-43-9274 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : <table><tr><td>a</td><td>Fuel oil A</td><td>215,666 liters</td></tr><tr><td>b</td><td>Fuel oil A</td><td>166,000 liters</td></tr><tr><td>c</td><td>Fuel oil A</td><td>46,666 liters</td></tr><tr><td>d</td><td>Fuel oil A</td><td>106,033 liters</td></tr><tr><td>e</td><td>Fuel oil A</td><td>33,333 liters</td></tr><tr><td>f</td><td>Fuel oil A</td><td>52,633 liters</td></tr><tr><td>g</td><td>Fuel oil A</td><td>26,933 liters</td></tr><tr><td>h</td><td>Fuel oil A</td><td>26,900 liters</td></tr><tr><td>i</td><td>Fuel oil A</td><td>48,666 liters</td></tr><tr><td>j</td><td>Fuel oil A</td><td>131,333 liters</td></tr><tr><td>k</td><td>Kerosene</td><td>38,982 liters</td></tr><tr><td>l</td><td>Kerosene</td><td>25,196 liters</td></tr><tr><td>m</td><td>Kerosene</td><td>22,092 liters</td></tr><tr><td>n</td><td>Kerosene</td><td>11,200 liters</td></tr><tr><td>o</td><td>Kerosene</td><td>27,543 liters</td></tr><tr><td>p</td><td>Kerosene</td><td>7,600 liters</td></tr><tr><td>q</td><td>Kerosene</td><td>5,753 liters</td></tr><tr><td>r</td><td>Kerosene</td><td>22,596 liters</td></tr></table> B Bid tendering date and time : a, b, c, d, e, f, g, h, i, j 10:00 A.M., March 23, 2017 k, l, m, n, o, p, q, r 1:30 P.M., March 23, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than March 22, 2017) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1 Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274	a	Fuel oil A	215,666 liters	b	Fuel oil A	166,000 liters	c	Fuel oil A	46,666 liters	d	Fuel oil A	106,033 liters	e	Fuel oil A	33,333 liters	f	Fuel oil A	52,633 liters	g	Fuel oil A	26,933 liters	h	Fuel oil A	26,900 liters	i	Fuel oil A	48,666 liters	j	Fuel oil A	131,333 liters	k	Kerosene	38,982 liters	l	Kerosene	25,196 liters	m	Kerosene	22,092 liters	n	Kerosene	11,200 liters	o	Kerosene	27,543 liters	p	Kerosene	7,600 liters	q	Kerosene	5,753 liters	r	Kerosene	22,596 liters
a	Fuel oil A	215,666 liters																																																					
b	Fuel oil A	166,000 liters																																																					
c	Fuel oil A	46,666 liters																																																					
d	Fuel oil A	106,033 liters																																																					
e	Fuel oil A	33,333 liters																																																					
f	Fuel oil A	52,633 liters																																																					
g	Fuel oil A	26,933 liters																																																					
h	Fuel oil A	26,900 liters																																																					
i	Fuel oil A	48,666 liters																																																					
j	Fuel oil A	131,333 liters																																																					
k	Kerosene	38,982 liters																																																					
l	Kerosene	25,196 liters																																																					
m	Kerosene	22,092 liters																																																					
n	Kerosene	11,200 liters																																																					
o	Kerosene	27,543 liters																																																					
p	Kerosene	7,600 liters																																																					
q	Kerosene	5,753 liters																																																					
r	Kerosene	22,596 liters																																																					

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第17号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月10日 北海道立衛生研究所長 岡 野 素 彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道立衛生研究所外電力需給契約 (1) 予定契約電力 730 kW (2) 予定電力使用量 3,480,700 kWh 2 落札を決定した日 平成29年1月23日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道瓦斯株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西7丁目3番地1 4 落札金額 (1) 基本料金 1,724円 (2) 電力量料金 16.37円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年12月13日付け北海道立衛生研究所告示第42号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目	北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子
道 監 査 委 員 公 表 監査公表第1号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成28年度に係る随時監査（工事）の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年2月10日 北海道監査委員 内 海 英 徳 北海道監査委員 小 林 郁 子	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第63号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年2月10日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 物品等の名称 警察本部庁舎で使用する電力 ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） (2) 調達予定数量 ア 年間予定契約電力 18,000 kW イ 年間予定使用電力量 7,480,919 kWh 2 落札を決定した日 平成29年1月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道電力株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地 4 落札金額 (1) 基本料金 1,115.09円 (2) 電力量料金 15.34円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年12月2日付け北海道警察本部告示第500号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目